

改正前	改正後	備考
(本委員会の委員の委嘱) 第5条☒本委員会の委員は、本委員会の議決（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長推薦により会長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。 2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また委員は委嘱時点で70歳までとする。 3. 委員長は、本委員会の業務を遂行するために必要と判断した場合、幹事を委員の中から若干名指名することができる。 4. 本委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。 5. 本委員会の委員は、本委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、本委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。 6. 本委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。	(本委員会の委員の委嘱) 第5条☒本委員会の委員は、本委員会の議決（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長推薦により会長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。 <u>2. 国が民間規格等に係る技術的専門性を有する者として推薦する1名について、前項の本委員会の議決によらず、本委員会の委員長推薦により会長が委嘱することが出来る。</u>（本規定を追加し、以下の規定番号を繰り下げ。） 3. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また委員は委嘱時点で70歳までとする。 4. 委員長は、本委員会の業務を遂行するために必要と判断した場合、幹事を委員の中から若干名指名することができる。 5. 本委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。 6. 本委員会の委員は、本委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、本委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。 7. 本委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。	民間規格評価機関は、経済産業省が定める民間規格評価機関の内規・要件に基づき、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。 その一環として行われる国が委員として推薦する1名については、本委員会の議決によらず委員として委嘱できるものとした。
(プロセス評価委員の委嘱) 第14条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。 2. プロセス評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で70歳未満とする。 3. プロセス評価委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。 4. プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、プロセス評価委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。 5. プロセス評価委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。	(プロセス評価委員の委嘱) 第14条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、本委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。 2. プロセス評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で70歳未までとする。 3. プロセス評価委員会の委員は、その任期中に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。 4. プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、プロセス評価委員会の委員数の過半数が賛成する議決により解任される場合がある。この場合、必要に応じて書面による議決を行うことができる。 5. プロセス評価委員会の委員は、自らが議決の対象となる場合には、前項の議決に加わることはできない。	設備技術規格評価委員会とプロセス評価委員会のそれぞれの委員の委嘱時点での年齢に関して、異なる規定とする特段の意義はなく、また、規則第13条にて、プロセス評価委員会の委員の構成には、設備技術規格評価委員会の委員を含む規定であることから、両委員会の委員の委嘱時点での年齢に関する規定については、整合させるのが合理的であると考えられる。 従い、規則第14条第2項規則を第5条第2項にて規定されている設備技術規格評価委員会の委員の委嘱時点で70歳までとの規定と整合させる改正を行うものである。